

ロシア重商主義の政治思想 : ロシア近世政治思想史の研究

竹原, 良文
九州大学法学部 : 助教授

<https://doi.org/10.15017/1235>

出版情報 : 法政研究. 17 (1/4), pp.51-70, 1950-03-31. 九州大学法政学会
バージョン :
権利関係 :



ロシア重商主義の政治思想

—— ロシア近世政治思想史の研究 ——

竹原良文

目次

- 一、 近世初期のロシア政治思想の概観
- 二、 ニコンの宗教改革
- 三、 クリジヤニツチの改革思想
- 四、 オルデン＝ナシチョーキンの政治思想
- 五、 ボンシコフの重商主義

十七世紀におけるロシア商業資本主義の當面していた重要な問題は、第一に、封建制の基礎をなしていた、寺領をふくむ、巨大な庄園領有勢力の打破であり、第二に、先進資本主義諸國、スウェーデン、ポーランド、ハンザ諸都市の經濟的武力的侵入の排除であり、第三には、商業資本主義の發展自体に内在する矛盾の爆發、すなわち下層騎士、

ロシア重商主義の政治思想（竹原）

コザック、農民の、商人、封建領主に對する反抗運動の抑壓であつた。

かような社會階級の對立抗争は、既に、一六〇三年にはじまり、十年間繼續した、内亂の渦中に明確に認められたすなわち、そこには次のような諸勢力があつた。

(一) 庄園的大土地領有勢力であつて、專制君主政治の確立に反對し、貴族會議(ボヤール・デウマ)による君主の權力の制限を主張していた。一六〇五年、偽デメトリウスの擁立、ワシリイ・シユイスキー皇帝の一六〇六年宣誓狀(Zapiski)及び一六一〇年ポーランド王シギスムントとトシノ派のサルチコフとの條約は、かような庄園勢力の反專制君主思想を明かに示すものにほかならない。特に一六一〇年條約は、英國のマグナ・カルタにも比せらるべきものであつて、モスクワ全人民、各等族の權利と特權及び最高統治組織を規定していた。

(二) 商業資本勢力であつて、封建領主に對立し、内亂に對する外國の干涉の排除と、農民、コザックの抗争の鎮壓を企圖して、ギリシヤ正教會の支援のもとに、屢々北方諸都市連合の民軍の編成や資金活動にあつた。排外的民族統一運動の立場がこゝに見出されるのであつて、一六一二年、ポジヤルスキー軍の勝利と、ポーランド軍及びコザックの敗退、一六一三年、騎士團との提携による等族會議(ゼムスキトソボル)の召集とミハイル・フェオドロヴィチ・ロマノフの皇帝選出、ロマノフ王朝の確立は、實にかような商業資本勢力の指導にまつところ大であつた。

(三) 騎士團はこの内亂において動搖的傾向を示してきた。彼らは大土地領有勢力には對立しながらも、自ら封地領有を基礎とする立場から、農民・下級コザックの隷農制の廢止要求には反對であり、また商業の發達に伴い、貨幣經濟の壓迫を蒙りつゝあつた立場から、都市勢力にも、直には合流しえなかつた。プロコピイ・リヤブウノフのリヤザ

ン騎士團、チモフェイエヴィチ・トルベツコイのトシノ派及び首都騎士團の向離つねない態度は、上記のような士族の立場から説明せられうるであらう。

(四) コザアク及び農民の内亂への参加が、はじめてこの戦亂を農民戦争へと發展させた。コザアクの有能な指導者として、一六〇六年、リヤザン、ツィラ騎士團と共にモスクワに迫つたイワン・ポロトニコフ (Bolotnikov) は、隷農、奴隷の領主に對する反亂を煽動し、隷農制 (Krepostnoe pravo—士族の農民に對する貢租請求權であつて、それにもとづく農民の經濟的隷屬關係の上に形成せられた) の廢止と、一般に富裕階級の絶滅を目的とする、政治的・社會的變革を主張した。彼らの政治的主張は、その指導者イワン・ザルツキーがリヤプノフ・トルベツコイと共に三頭政治を形成し、一六一一年六月三〇日に、モスクワに召集した全國ソヴェットに、これを見出すことができる。

このソヴェットは諸侯統治の終焉を宣言し、全國ソヴェットが最高の統治機關となるべきこと、軍役義務、土地領有制、軍制及び都市の諸改革の實現を議定している。^(三)一八七一年のパリ・コンミンが、中世紀における都市農村の自治制たるコンミンの直接民主政治から、その沿革をうけているように、一九一七年十月革命におけるソヴェット制度は、實に中世ロシア農民、コザアクの民主的政治形態に淵源するものに他ならない。

十七世紀後半期においては、商業資本主義の成熟は、ますます専制君主政治の確立を要求しつゝあつたが、同時にバルト沿岸地方から西歐諸國への商業的交通路を制壓しつゝあつたスウェーデンの經濟的、武力的壓迫が、ロシア資本主義の後進性と根強い封建勢力にもかゝらず、ロマノフ王朝を中心とする民族統一運動を、反作用的に刺戟しつゝあつたことを無視することはできない。

かように十七世紀末期の政治思想には、君權の確立を支持する近代主義的立場と、封建諸侯の反君權運動が見出される。後者の立場には、一六一〇年條約以來の制限君主制の主張の傳統に立つものであつて、(一)分離派 (二)ローマ・カトリック思想 (三)國家契約論、すなわち西歐近世政治思想の洗禮をうけた民主主義思想があつた。

分離派(ラスコリニキ)は、次節に述べる、一六五三年の、ニコン宗教改革に反對し、封建主義の國粹的傳統を固守する思想であつて、後代のスラヴオフィル思潮の思想的淵源となつた。

ローマ・カトリック思想が西歐において、反君權運動の一翼を荷い、近代初期の民主主義の發展に寄與したことは周知の通りであるが、ロシアにおいては、ギリシヤ正教の立場から異端視せられたために、封建勢力のうちにつよい地盤をもち得なかつたけれども、イ・ア・フヴォロスチニシ公(一六二五)のような有力な支持者をもつに至つた。

フヴォロスチニシ公は、ローマ・カトリックに改宗し、ギリシヤ正教に反對したために、^(三)追放に處せられたが、ツァールの専制政治の痛烈な批判者であり、皇帝を「ロシア僭主」として攻撃している。かようなローマ・カトリック思想の影響のもとに、反君權思想が理論的に確立されつゝあつたことを認めることができる。

國家契約論は、グロチウス、プーフエンドルフの理論的影響のもとに次第に有力となりつつあつた。その思想史上の代表者を、私どもは、デ・エム・ゴリツイン公(D. M. Golitsyn)のうちに見出すことができる。一七二六年、元老院(Senat)に對抗する、ロシア樞密院(Geheimes Rat)の創設、および一七三〇年、樞密院を中心とする立憲的^(四)改革と、大皇帝權事項を制限せんとする憲法草案の起草は、實にゴリツイン公の指導するところであつた。

かような反動的運動に對して、君權を支持する政治思想のうちにも次のような思潮が認められる。(一)ヘレニズム

すなわちビザンチン帝國の傳統に立つて、ギリシヤ正教を改革せんとする運動であり、その政治的表現は、第三ローマ帝國思想であつた。(二)ローマ・カトリシズム。これが、封建勢力の反君權運動と結びつく傾向をもつていたことは、既に上に求べたが、反プロテスタンチズムの立場から、新敎國家、スウェーデン、ドイツ諸邦に對抗する必要上、モスクワ帝國の確立を要望するものがあつた。クリシヤニツチの政治思想はかようなものであつた。(三)近代的重商主義論であつて、ロシアにおける西歐派(Zapadniki)の政治思想は、その前半期においては、専制君主主義の立場に立つものにほかならない。オルデン・ナシチョーキンは、かような政治思想の先驅者であり、ピョートル大帝はライプニッツの思想的影響のもとに、重商主義理念の具現者であつた。ウォルフ哲學の信奉者であり、モスクワ大學の創設者となつたロモノソフ(Lomonosow, M. W. 1711—1765)が、ピョートル改革の熱烈な支持者であつたことは、^(五)獨逸重商主義理論の哲學的基礎となつた、ライプニッツ・ウォルフ哲學の立場から、極めて當然のことであつた。かような西歐哲學の影響からは、全く無關係に、極めて独自の立場から、重商政策論を展開した、農民出身のポンスコフの獨創的理論もまた、決して見逃がしえぬものであろう。次節以下においては、かような専制君主主義、重商主義の政治思想を概観しよう。

(1) Klitschewskij, Geschichte Russlands Bd. 3: SS. 41f. この條約は、ギリシヤ正教の不可侵、全ロシア人民、等族の、最高權力の恣意からの自由、すなわちすべての人民は法律により裁判をうけ、裁判によらずして處罰せられざること、政治上の犯罪に關連した、家族財産の没收の禁止、正當なる事由なくして行われる官職の降下の禁止、キリスト敎諸國への見學旅行の自由、および、信敎上の自由を保障すべきことを規定していた。

(一) Khitschewskij, a. a. O. S. 46; Platonow, Geschichte Russlands, S. 187. Commune, Gemeinde, Soviet のよきな民會は、古代・中世の會議形式として廣く認められるところであるが、かような民主政治の形態が社會主義政權のもとに、立憲議會にかわるものとして實現したことは、立憲的代議制の缺陷の結果であり、直接民主政治の方がより廣い民主的地盤をもっていることを示している。尙古代ロシアの民會 (vetche) の最高機關たる長老會議もまた soviet とよばれた。

(三) Khitschewskij, a. a. O. SS. 264ff.

(四) Khitschewskij, op. cit., Bd. 4, SS. 280f, SS. 295, 303. エム・コリツインはアンナ女帝の即位に際し、皇帝と樞密院との共同統治に関する条件を要求し、樞密院の同意なくしては、皇帝は、和戦の決定、租税の新規の賦課、官職の決定等の重要な統治上の権限を行使し得ないことを規定した。彼はかような条件にもとづいて、憲法草案を起草したが、それによれば、皇帝は單に宮廷内の事項について處分權を有するにとどまり、統治權は樞密院に歸屬する。皇帝はこの樞密院の決定にあつて、二票の決議權を行使しうるにすぎない。樞密院のもとに、(一)元老院 (Senat)、(二)士族院 (Schichtakammer)、(三)人民院 (Pala) が構成される。元老院は、樞密院へ提出すべき法律案を豫め審議するものであり、士族院、人民院は、夫々士族、都市商工業者より選出せられ、夫々の等族的利益を擁護せんとするものであつて、ゼムスキー・ソボールの復活であつた。

(五) ロンヤ軍商主義思想はすでに十七世紀初頭より多くの政治文書のうちに流布せられていた。例は I. A. Presvetov は早くもカザン征服 (一五五四年) のためにポヤール特權の剝奪、官僚機構の確立、常備軍の設置、司法・税制の改革を主張したと言われる。(Pokrowsky, Brief History of Russia, pp. 66, 68). ドイツ軍商主義理論の影響については、下村寅太郎「ライプニッツ」序論、田中實「ロモノソフとその生涯と思想」思想一九四九年第二號、田中忠雄「ロシア思想史論」八一頁参照。

封建的分權制の統一をはかる民族的運動は、西歐においては、まづ文化、宗教の面において、ルネッサンス、宗教改革の展開を生み出したが、ロシアにおいても、總主教ニコン(Nikon)による宗教改革が行われた。すなわちビザンチン教會の傳統にもとづくヘレニズムによる、ロシア教會の儀式、聖典の統一であつた。

一五八九年、コンスタンチノポリ總主教エレミアによつて、モスクワ主教ヨブが、全ロシア總主教に任命せられ、こゝにロシア・ギリシヤ正教會(Greco-Orthodox, Greecatholicism)の基礎がおかれた。

しかし隱遁的修道院(Pustyni)が、庄園經濟の擴大にともなつて、十三世紀から十四世紀にかけて發達した結果として、いまだ教會の統一は確立しなかつた。

すなわちロシア教會内の教義、式典は、ますますビザンチン・ギリシヤ的傳承から離れ、聖書、祈禱書のスラヴ語譯に關しても、なんら正統的權威は存在しなかつた。むしろモスクワ教會内部においては、一四五三年、トルコによつてビザンチン帝國が滅亡せしめられて以來、自己の教儀、式典を正教なりと考へ、一四九三年、東西兩教會の合同に關するフロレンチン會議において、東邦ビザンチン諸教會は、そのギリシヤ正教を放棄し、ローマ・カトリシズムと妥協したものと信する、意見が行われていた。

かような宗教上の思想が、庄園的、寺領經濟的生活を反映する信仰内容の上に立つていたことは否認しえないところであつて、國民經濟の統一を目標とする民族運動の立場からは、決して正しい信仰ではありえなかつた。

既に一五五一年僧侶會議 (stoglavni sobor) は、聖書の正確な譯出と式典修正の必要を認め、モスクワに印刷局を設立することを決定した。一五六三年、イワン・フォドロフが諸聖典の改訂に着手したが、それに関して多大の紛議を生じたために、この事業は中止せられた。

一六四九年僧侶會議は、皇帝の諮問に對して、モスクワ教會の統一を決定し、一六五一年の會議もまたこの問題を討議したが、いまだその實現は困難であつた。トロイツコ・セルギエフスキー寺院僧院長ディオニシイは、聖書の制定をはかつたが、異端視せられて、かえつて追放せられた。

總主教フィラレト、ヨシフは、聖書、祈禱書改訂のために、キエフ、ギリシヤ諸邦から、神學者を招聘し、またモスクワから、ギリシヤ教會の慣習、儀式を研究するために、僧侶をバルカンに派遣するのにつとめた。かような外來の神學者によつて、宗教上の儀式、式典の改革は大いに進捗したけれども、それとともに、かような事業を異端視し、ギリシヤ人がその正教の信仰を既に放棄したものと主張する反對論もまた有力となつていつた。

ニコンもまた、最初は改革反對派の陣營に屬し、イワン・ネロノフ、ア・ペトロフらとともに、ロシアこそ唯一のギリシヤ正教の國であり、モスクワ以外には眞正の正教の國家は存在せず、教會組織はギリシヤ人、ウクライナ人の援助なしに改革が可能であつて、そのことは古代ロシア的信仰を再現し、確立することに他ならないとの意見を、支持していた。

しかし、一六五二年、ニコンが總主教の地位に選出されるに及んで、彼は、ギリシヤ諸教會とモスクワ教會の統一およびそれにとまらぬモスクワ教會の内部改革に賛成するに至つた。かような醜意の根據となつた古文書は、モスク

ワ總主教職の設立に關し、一五九三年、ギリシヤ總主教の宣布した記録であつて、モスクワ總主教は、他のすべての教會の主教の兄弟として、すべての事項について一致し、その教會の内部においては、紛争の原因となるべきあらゆる改革を行わざるべきことが述べられていた。

この文書にもとづいて、一六五三年、ギリシヤ正教會の教義、慣習、儀式に反する一切の規範は、モスクワ教會内において禁止さるべきことが指令され、かつギリシヤ・カトリックの形式によらざる聖像の沒收が行われた。一六五四年の宗務會議は、ギリシヤ・スラヴ古典に準據して、聖典の改正を行うべきことを決定した。一六六六—六七年の僧侶會議によつて、このニコンの宗教改革は最終的に承認せられた。

しかしニコンの宗教改革は、教權の俗權に對する關係について、いまだ中世的理論を脱却するものではなかつた。彼は、教權が俗權に優越すべきことを説き、次のように述べたと言われている。

「教權は神より來り、君主は教會によつて祝福せられる。」「神、主この世を創造し給ひしにより、それを照すべきこの光をも造りたもうた。太陽と月である。このことは二つの權力、教權と俗權とをわれらに示すものである。教權は太陽であり、俗權は月である。俗權は、君主と主教とこれをひとしく共有し、教權に關しては、主教は君主に優越する。」

しかしかようなローマ・カトリック的教權論が支持せられるには、モスクワ・ロシアもまた余りにも近代的民族國家に接近していた。ニコンは當然に政府の支持を失い、一六六七年の宗教會議もまた、ニコンの、この主張を拒否した。時代はむしろ、俗權の教權に對する支配を、政府の教會に對する統制を必要としていたのである。モスクワ政府

は、かえつて總主教の地位が皇帝の下位に立つことを、この宗教會議をして承認せしめた。

かように、ニコンの宗教改革は、ヘレニズムによる教會の統一と、封建的信仰内容の排除を目的としつゝ、尙且つ中世期的教會思想の近代化からは遙かに遠かつたが、ニコンのかような教權論は、中央集權制の發展に伴う、寺院經濟の抑壓から理解されねばならない。一六四九年に設置された寺院廳は、寺院經濟の抑壓と、寺院領の還俗を企圖していた。かようなモスクワ政府の統制に對する、教會、寺院の反抗運動が、ニコン改革反對運動として發展してきたのであつて、ニコン自身もまた、かような反對運動を顧慮せざるを得なかつたものと思はれる。

ニコンは、寺院廳が僧侶會議の參加なしに、騎士の指導の下に、寺院經濟に介入する權限を握り、廣大な寺領を管理することに憤懣の色を示している。一六六一年、ニコンは書を皇帝アレクセイに奉つて、次のように述べている。「そこでは俗人たる司が裁きを行い、權力を恣にしている。故に審判の日には、陛下におそるべき裁きがくだり、天の下にかくれもなき陛下の罪があらさまになるであろう。陛下は人民の精進を祈らせたまうけれども、なんぞはからん、人民は、パンなきが故に、精進していようとは。……免税の人あることなく、乞食、盲人、寡婦、修道僧にいたるまで重い税に悩んでいる。涙と歎きのなき處はなく、この世をことほぐ者あるなし」。一六六五年、ギリシヤ總主教への書簡の中でも、同様の不滿を述べている。「人民は僞役に驅りたてられ、パンと貨幣は惜みなく彼らより奪われる。すべての教會人に、君主は二重、三重の重荷をおわしめらる」。こゝ。

かくして、宗教改革に反對する人々は、所謂ラスコリニキ(Raskolniki—分離派)あるいは古信仰派(Staroveruy)を形成し、國粹的傳統に立つ信仰を固守した。特にソロヴェツキ寺院は、宗教會議の決定を拒否し、一六六八—七

六年にわたり、武力反抗をつゞけた。この分離派は、十八世紀においても、根づよい反君權運動の一翼をなしたものである。

かくてニコン宗教改革は、その企圖の一半は失敗におわつたが、結果としては、政府のロシア統一教會に對する統制を確立することとなつたのであり、かくて専制君主政治確立のための前提をつくり出したものであつた。ロマノフ王朝とギリシヤ正教會との密接な結合は、實にこの改革を通じて、その契機を與えられたとわねばならない。⁽¹¹⁾

(11) Kiutschewskij, op. cit. Bd. 3SS. 266f.

(12) Vgl. Kiutschewskij, op. cit. SS. 328ff.; Platonow, op. cit. SS. 213ff.; Beazley, Russia, p. 195.

三

ニコン宗教改革は、ロマノフ王朝の専制君主制に對する精神的地盤を用意するに役立つたが、いまだ明確な政治理論をもつものではなかつた。しかるに専制君主制の強化と反獨的排外思想を主張する、後世の汎スラヴ主義の淵源とも言うべき政治思想は、ローマ・カトリック教會の東邦布教僧ユリイ・クリシマニツチ(Jurij. Krishanitsch)によつて表明せられた。

彼はバルカンの出身であつて、若くしてイタリアに赴き、ウイン、ポロオニアの神學校を経て、ローマの聖アタナシウス神學校において、ギリシヤ正教諸邦への布教のために、特別の教育を與えられた、ローマ・カトリック僧であつた。一六五九年モスクワに來り、一六七七年ロシアを追放されるまで、その生活の大部分をシベリヤのトボルスク

において流刑囚としておくつた。

彼はシベリヤにおいて著した、*Politische Erwagungen, od. Gesprachen ueber Politik, (Wladetelstwo), 1860* — 1808の中で、ドイツ人によつて壓迫せられたスラヴ人が、モスクワによつて解放せられることを期待している。彼は皇帝アレクセイに次のように献言している。「陛下、公明極りなき皇帝陛下は、全スラヴ諸民族を擁護すべき運命を荷われました。陛下のみが、ドナウの彼方の人民、チェフ人、リヤフ人が、外來者によつて蒙つている汚辱と壓迫を理解し、かくてドイツ人のくびきをなげすんでんがために、彼らに助力を與えるよう、神が私どもに賜つた唯一の人であります。」

彼はかような目的のために、ロシアの内政改革を要望し、その改革綱領として次の諸箇條を擧げている。

- (一) 科學教育の徹底、
 - (二) 專制君主政治の確立、政府統制の徹底、
 - (三) 政治的自由、
 - (四) 技術の普及がそれである。
- 彼は、專制君主こそロシアにおいて權力を掌握しているのであるから、ツァールの命令によつて、あらゆる改造がおこなわれ、すべての改革的事業が完成せられると、述べている。

しかしかような專制君主政治は、膨大な封建的官僚機構によつて、民衆に壓迫を加えるものであつてはならない。それは開明的專制君主政治でなければならぬのであつて、従つて政治的自由の要求は、專制君主制と相矛盾するものではない。彼は、かような政治的自由權として、等族的自治制を擧げている。すなわち、裁判上の權利を有する長老を商人が選舉する權利、手工業者のツンフト的同職組合結成の權利、手工業者の地方長官の恣意からの保障請求權及び都市人民の、重要問題に關する、政府への訴願の權利等が承認されねばならない。

技術の普及に關しては、彼は、この目的のために政府の國民經濟に對する強力な關與が必要であると考へている。工藝技術學校があらゆる都市に強制的に設置されねばならない。また命令によつて、女子の手工業及び經濟に關する學校が設立されねばならない。特殊な技術上の訓練を必要とする手工業を習得した奴隸は解放されねばならない。ドイツの技術書を翻譯し、ドイツ手工業者、資本家を招致し、彼らから技術と經營とを學ばねばならない。これらの對策は、特に金屬工業部門において強調されるべきであると、彼は結論している。

彼のかような政治思想は、プロテスタンチズムのドイツ諸邦に對抗し、ギリシヤ正教のロシヤを、ローマ・カトリシズムに結合せんとするものであつたが、後進的ロシヤを始めスラヴ諸國における、先進資本主義の壓力に對する反抗運動として、重商主義的改革を推進せんとする民族運動としての意義をもつものでもあつた。^(註)

註 Vgl. Klutschewskij, op. cit. SS. 269—280.

四

封建諸侯の壓迫と貨幣經濟の浸透によつて、窮乏しつゝあつた下級騎士の中から、はやくより封建制に對する痛烈な批難の聲を擧げつゝあつた者として、さきにイワン・プレスヴェトフを擧げたが、外務省書記で、後にスウエーデンに亡命したグリゴリイ・コトシヒンもまたその一人であつた。彼は、封建的政治行政組織特に封建門閥的勢力の支配する貴族會議を激しく攻撃している。しかし皇帝に對する批難は見出すことができない。^(註)

皇帝アレクセイ・ミハイロヴィチの時代には、王朝の革新的官僚勢力が、よおやく有力となつてきたことが認めら

れる。ルチンチエフ、ヴェ・イ・モロゾフ、ア・マトヴェエフらは、西歐文化をロシアに採用せんとする改革的企圖をいだいていた。

かような官僚の中でも、アフアナシイ・ラウレンチエヴィチ・オルヂンニナシチョーキン(A. I. Ordina-Nastchokin)は、卓越した地位をロシア近世政治史の上にとどめている。

彼は、プスコフ・トロペツ地方の身分の低い騎士の出身であつたが、若年から、外務省の官吏として、スウェーデン、リヴランド、ロシア間の國境調整に奔走してきた。彼の内政改革の企圖は、かような彼の對外折衝の經歷と無關係ではないのであつて、先進諸國の壓迫を身を以つて體驗したことが、彼の改革思想を著しく刺戟したことは否定しえないであらう。一六五八年、スウェーデンとウアリエツサル和議を成功裡に締結して、北方の不安を除き、一六六五年プスコフ地方長官就任、一六六七年ポトランドとのアンドルウソヴォ和議に参加し、最後に外務卿となつた。彼はかような外交官生活を通じて、西歐諸國、特にドイツの政治行政を觀察し、研究する機會を與えられた。

彼の政治思想は、ピョートル大帝の政治的諸改革に直接先行するものであつた。彼の改革綱領は、要約すれば次のようなものであつた。

- (一) 政府機關、官吏規律の肅正、及び近代行政技術をもつた官僚の採用により、古代的、封建的政治機構を近代化する事。
- (二) 商工業行政を一元化し、商工業者の等族的自治制を政府の直接的監督のもとにおき、地方長官の腐敗的干渉から解放すること。
- (三) 財政の確立、關稅、租稅の徵收を合理化すること。
- (四) 商工業の振興と、外國商品の壓迫からの保護の強化。
- (五) 新徵兵制度による常備軍と艦隊の創設。すなわち彼の政治思想の根柢は、西歐的重商主

義に他ならない。(三)

統治機構の刷新に關して、彼は、專恣的命令への盲従や舊來の陋習の打破を要求し、一定の權限の範圍内における政治家の自主的、獨創的理解力、良識を強調している。かような自主性を、彼は「配意」(Fursorge)とよんでいるが、この觀念は、彼が最良の政体と賞讃する、スウェーデンの開明的專制君主政治の統治技術の理念であつて、こゝに彼の福祉國家觀乃至Policyの觀念の一端がうかがわれる。(三)

彼の商工業に對する保護政策は、既に彼がプスコフ地方長官就任の際に示した改革企圖と、かくして制定されたプスコフ市條例に、これを知ることができる。

當時プスコフ市においては、地方官の職權濫用、腐敗があり、都市自治体は大商人の勢力に左右され、租税、賦役の割當に際して恣意的決定がおこなわれ、階級間の對立抗争のうちに商業の衰微が著しく、國際貿易の面においてはドイツ商品の密輸入とロシア商品の高率關税によつて、ロシア商人はきわめて不利な状態におかれていた。また中少のロシア商人が、ドイツ人より資金の供給をうけ、ロシア商品を極めて低廉に集買し、これをドイツ商人に低い手数料をもつて賣渡す、密貿易がおこなわれ、ロシア商人に甚大な損失を與えつゝあつた。

オルデン・ナンチョーキンは、都市自治の改革とプスコフ市の死活問題たる外國貿易の統制に努力した。すなわち市民の中から一五名の、三年任期の都市代表が選出され、そのうち五人一組が夫々一年間ゼムストヴォ廳において、都市一般行政、酒税、關税の收入及び外國貿易の監督にあたり、商業上の訴訟に關する裁判權を握つた。資本なき商人の密貿易は禁壓され、彼らは大商人の統制のもとに、その資金援助をうけて、ゼムストヴォの監督下にある正規の

定期市場において、その取引を行うことを強制せられた。それは、ロシア商品の價格を維持して、對外貿易よりの利潤を確保し、かくて國庫收入の増大をはからんとする政策であつた。^(四)

プスコフ市制改革に示された彼の政策は、さらに一六六七年、商業令施行計畫のうちに、全國的實施を企圖されるに至つた。すなわちモスクワ收稅所及びモスクワ・ゼムストヴォは、輸出商品の價格を維持するために、中小商人に對する大商人の融資（資本合同、skladstvo）を保障し、以て貿易收入の増大をはかることとし、また新に商務省（Pri-Kaz Kupetskiel）を設立して、國際貿易についてロシア商人を保護し、商人の國內取引活動を封建的地方長官の專權より保障し、かくて貿易、商業を政府の直接的統制のもとにおかんとするものであつた。^(五)

かような改革と商工業の統制政策は、商業資本主義の發展に伴う國庫窮乏と下級士族の没落を救濟せんとするものであつたが、上に述べたように、外來的商業資本勢力の壓力を排除し、進んでは貿易路打開のための膨脹政策の必要からも必然的であつた。汎スラヴ主義的領土併合と對外通商路確保を目的とする武力的進出、そのための政治的、經濟的、軍事的諸改革が要望せられていた。

たとえば、彼のアンドリュウソヴォ和議の根本理念となつたものは、バルカンのスラヴ諸民族をトルコの支配から解放し、ポーランド國民をふくむスラヴ諸民族をモスクワのギリシヤ正教皇帝のもとに統一し、新教的スウェーデンと異教的トルコに對抗することであつた。彼の外交上の目標は、ペルシヤ、中央アジア、シベリヤにもむけられていたが、そのもつとも留意したのはバルト海であり、そのロシア商工業に對してもつ價値をたかく評價し、リヴァンドをスウェーデンより奪取することを計畫していた。それは單にナルヴァ、イウンゴロドの奪回のみでなく、さらにリ

ガの占領を意味していた。リガこそは西歐への直接的通路にあたると思われていた。

かように彼の改革の事業と企圖は、先進諸國よりの壓迫に刺戟されて、ロシア商工業の確立と膨脹をはからんとする、財政窮乏に悩む、後進的ロシア士族政府の重商主義に他ならない。

(一) Klitschewskij, op. cit. Bd. 3, s. 267

(二) Vgl. Klitschewskij, a. O. ss. 367—386

(三) a. a. O. s. 378

(四) a. a. O. ss. 380—381

(五) a. a. O. ss. 382—3

五

かような重商主義政策が、ピョートル大帝によつて、峻烈に實行せられたことは周知の通りである。そして政治思想的にも、福祉國家観がますます確立せられつゝあつたことは、帝の勅令の中に Wohlfart, Allgemeines Wohlfahrt が多く見出され、かような國家的福祉の確立のために強制的手段の已を得ざることが述べられたことにも、うかがい知ることができる。^(一)

重商主義の偉大な實踐家として、ロシアの封建的偏執に挑戦したピョートルに、多くの改革案を建言した所謂政論家 donostitel' の一人に、農民出身のすぐれた理論家イ・ゲ・ポソシコフ (Possoschikow, 1652—1728) の名が見出され

ロシア重商主義の政治思想 (竹原)

る。

彼は Von Armut und Reichthumをはじめ、ピョートル時代の社會經濟上、軍事上、政治上の諸問題に關する幾多の著作をのこした。^(三)

彼は、封建領主の腐敗、無能を攻撃し、封建制度變革の必要を述べた。偉大な帝王が一生懸命になつてゐるのに、何も成功しない。彼が十人力で山の上にひきあげようとしてゐるのに、百万の者が山の下にひきおろしてゐる。舊い制度を改めなければ、どんなに努めても結局仕事を投げ出さねばなくなる。彼はかようにピョートル改革を批判したと言われる。^(三)

かような封建制改革の立場から、彼は隸農制の解放を主張した。農民にとつて、領主は永久の所有者ではない。その眞實の所有者は全ロシア專制君主であつて、彼らは一時的に所有してゐるにすぎないと述べてゐる。そして農民の課税、年貢(Obrok)賦役(izdelie, barschina)を規正するために、陛下の諮問機關として、全ロシア士族會議をひらくべきこと、農民耕地を領主庄園より切り離し、自作地とすべきことを提案した。^(四)

商業に對する、封建領主、外國商業の壓迫に對しても、ポソニコフは激しい憤懣を示した。貴族とその奴僕、士官、教會寺男、役人、兵士及び農民が商賣をし、しかも無税で商賣をして、納税義務ある商人のパンを奪いとつた。…いまや彼ら(買辦貴族と提携した外國商人)が以前の傲慢をすてるときである。わが君主が、自ら商業活動に顧慮せずしてポヤールが支配してゐたときには、彼らはわれらを嘲けた。彼らは、權勢者に百ルーブルかそこらを贈つて、五十万ルーブルの利得をもちかへつた。ポヤールは國內商人を卵の殻ほどにも思わなかつたから、はした金で全國商人

の利益を賣り渡したと述べている。こゝに彼の商業貿易保護政策を認めることができよう。^(五)

産業政策においても、彼はピョートルの熱烈な支持者であつた。ピョートルのマヌファクツウラ奨励政策を正しく理解して、彼は、最初の數年間は、新しい國內生産は、海外の商品よりも高い費用がかかるだろうが、その代りその基礎が強固になれば、その損失は償えるであろうと述べた。未開發資源の開發と外國商品の輸入の壓迫から國內市場を解放することを強調し、さらに進んで、外國人はロシア商品なしには十年もやつてゆけなくなり、それ故に、「吾らは當然彼らを支配し、彼らは吾らに隷従する」ことを、大膽にも言明してゐた。^(六)

彼はまた財政、信用に關しても、合理的課税と貨幣蓄積を主張し、國家信用による貨幣の對外價値の切下げと、通貨の國外流出の阻止を要望した。君主がコペイカに一グリヴナたることを命ずれば、それは既にグリヴナとなると確信してゐたと言われる。^(七)

かように重商主義理論はよおやく確立しつゝあつたけれども、對外戦争と優勢な封建主義の地盤は、改革の企圖を困難なものとした。かような妥協が、ブレオブラジエンスコエ、セミヨノフスコエ、マイロヴオの近衛軍を中核とする軍閥勢力の封建的軍國主義を生み出し、ロシア資本主義の發展を著しく阻碍したのであつた。

(一) Klutschewskij, op. cit. Bd. 4, S. 47, SS. 380—1.

(二) クリュチェフスキー、ロシア史、第四卷、外務省譯(註)によれば、彼の著作集は一八四二年エム・ペ・ポロチンにより出版されている。また「貧乏と富」は、ペ・ペ・カフェンガウズの解説を附して、一九三七年、モスクワ社會經濟國立出版所により公刊せられてゐる。

ロシア重商主義の政治思想(竹原)

法政研究第十七卷合併號

- (三) Kiutschewskij, op. cit. Bd. 4, ss. 79—80
- (四) a. a. o. ss. 107—8
- (五) a. a. o. s. 118.
- (六) a. a. o. s. 118, ss. 122—3
- (七) a. a. o. s. 142.